

【1987年3月27日】地域雇用開発等促進法案に対する附帯決議
参議院社会労働委員会

地域雇用開発等促進法案に対する附帯決議

参議院社会労働委員会
昭和六二年三月二七日

政府は、雇用問題が経済・産業のあり方と密接不可分の問題であることにかんがみ、内需拡大等、経済、産業政策と一体となった総合的雇用対策を推進するとともに、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 一 深刻な地域の雇用動向を迅速かつ的確に把握し、国と地方が一体となって本法の適切、かつ機動的な運用を図ること、特に、地域指定については、関係諸施策との連携に十分留意しつつ、関係地方公共団体等の意見も十分尊重して弾力的に行うこと。また、各指定地域の対策については、労使関係者の意向が十分反映されるよう配慮すること。
- 二 地域における雇用の安定を図るため、地域経済の活性化に努めるとともに、中小、下請企業労働者対策が重要であることにかんがみ、各種援護措置が適切に活用されるよう努めること。
- 三 現下の厳しい雇用失業情勢に対応した雇用対策の基本方針の確立に努めること。また、本法の効果的な運用を図るとともに、中高年齢者の雇用対策、パートタイマー、派遣労働者の雇用安定対策、職業紹介機能の充実等雇用対策全般にわたる一層の強化を図ること。なお、各地域における雇用開発に係る情報の普及に努めること。
- 四 円滑な職業転換を図るために、地域における職業能力の開発が重要であることにかんがみ、公共職業訓練施設の充実・強化、民間各種職業訓練施設の積極的活用等職業能力開発体制の整備を図ること。
- 五 公共事業への離職者の吸収に努めること。
- 六 地域雇用対策と業種雇用対策は、密接不可分であることにかんがみ、本法の施行状況を踏まえ、業種雇用対策の充実・強化の検討を進めること。
- 七 各種助成金等については、その有効活用が図られるよう努めること。
- 八 本法の実効ある運営を確保するため、定員増を含め行政体制の充実・強化を図ること。
- 九 法施行後一定期間を経た時点で、制度の実施状況等について十分な検討を行うこと。